

# 情報誌 たかぎ

ホームページアドレス  
<http://www.vill.takagi.nagano.jp/>  
電子メールアドレス  
[info@vill.takagi.nagano.jp](mailto:info@vill.takagi.nagano.jp)

## 今月号の主な内容

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| ■ 広報たかぎ               | ■ 健康アップPPK ……………11 |
| ・ 消防団出初式・団員募集……………2   | ■ 学校だより            |
| ・ 平成17年分確定申告……………4    | ・ 飯田養護学校……………12    |
| ・ 粗大ごみの有料化……………6      | ■ 交流センター便り ……………13 |
| ・ 国民健康保険のお知らせ……………7   | ■ ひなたぼっこ……………14    |
| ・ 農業用廃プラスチックの集荷……………8 | ■ オフトークたかぎ         |
| ・ 老人大学・コモンズ支援金……………9  | 2月の自主番組表……………16    |
| ・ お知らせ版……………10        |                    |

中原より

2006  
2  
February



村の人口 6,941人(-11)  
男 3,339人(-7)  
女 3,602人(-4)  
世帯数 2,042戸(+2)  
(平成18年1月1日現在)

# 消防団出初式 盛大に挙行

## 全団員で無火災を誓おう

去る1月8日(日)、平成18年の新春を飾る恒例の喬木村消防団出初式が中央社会体育館を会場に、消防団員、来賓、関係者180名が出席して行われました。

式典では、村長式辞、団長訓辞の後、関団が行われ、団員一人ひとりが来賓全員の観閲を受けました。また、長年

にわたる消防団活動と功績をたたえ、長野県消防協会、飯伊消防協会、竜東地区班からそれぞれを受賞者へ表彰が行われました。その後、長野県知事をはじめ来賓の方が祝辞を述べられました。式典の最後には喬木村消防団国歌を出席者全員で斉唱し、今後の村の無火災無災害を祈念して万

歳三唱で式を閉じました。式典終了後は、団旗、消防ラッパを先頭に全団員による分列行進が体育館から役場まで行われ、今年の出初式を終えました。



### 出初式で表彰された皆さん

敬称略 ( )は出身班

#### 長野県消防協会会長表彰

##### ○功労章

湯澤 直幸(北) 畑中 孝一(富田)

##### ○精進章

松島 淑宣(上平) 木下 寛司(富田)

##### ○技術章

土屋 善弘(大和知)

##### ○精勤章

桑原 祥一(伊久間) 河原 修平(町郭)

大平 誠(綿牛原) 桐生 信一(北)

前澤 崇志(富田) 米山 修(富田)

#### 飯伊消防協会会長表彰

##### ○功績章

久保田政信(上平)

##### ○功労章

松下 政司(富田) 池田 英明(上平)

田中 宏明(富田) 山上 秀志(大島)

田切 徳義(南) 原 政高(町郭)

関島 直志(寺之前)

#### 竜東地区班長表彰

##### ○功績章

湯澤 直幸 畑中 孝一 松島 淑宣

# あなたも消防団に参加を!

消防団は、地域社会における消防防災の中核として重要な役割を果たしていますが、近年の社会経済情勢の変化の影響を受け、団員出勤率の低下、団員不足が深刻な問題となつていきます。いつ起こるか分からない災害に備え、村民の生命・財産を守るため、消防団員を確保していかねばならないことに今後も変わりはありません。

村では、このような課題に対応するため消防協力員制度を設けたり、消防設備の更新などの施策を講じているところですが、最も大切なのは地域に暮らす皆様の消防団活動に対する理解と協力であり、一人一人が地域の安全に対して関心を持つことです。自分たちの村を自分たちの手で守るため、これからもより多くの方々が消防団に参加し、新しい村の守り手として活躍されることを期待しています。

## 消防団って何?

消防団は、市町村ごとに設置され、地域に密着した消防防災活動を行っています。

喬木村に居住し、満18歳以上(概ね32歳まで)で、健康な人であれば、男女を問わず誰でも入団できます。



消防団員は、それぞれの職業に就きながら、村の安全・安心を守るために活躍しています。身分は特別職の地方公務員となります。消防団は防火広報などの予防消防を主な任務として活動していますが、火災などの有事の際には飯田広域消防本部(消防署)と連携しながら消防防災活動に従事します。

年間を通じて、活動に対する交付金が支払われ、また一定期間勤務し退職した場合に退職報償金が支給されます。その他に次のような待遇があります。

○公務災害補償 (消防団活動中に負傷した場合の補償制度があります)  
○被服等の貸与 (消防団活動に必要な被服等が貸与されます)  
○表彰制度 (職務にあたって功労・実績があった場合に表彰されます)



### 【問い合わせ先】

お近くの消防団員

役場総務課庶務係

☎ 3312001

消防団では、皆さまのお宅へ新入団員の勧誘に伺います。是非、身近で活躍している消防団員の話に耳を傾けていただき、入団へのご理解とご協力をお願いします。

12月31日付の  
村職員の人事関係

退職

福澤 昇

(産業建設課)

中谷 公勇

(特別養護老人ホーム 喬木荘)



# 確定申告は正しくお早めに

## 所得税・住民税の申告は 3月15日(水)まで

### 年金受給者の方の確定申告 (平成17年分確定申告)

#### ◆所得の計算

##### 《公的年金等》

公的年金等に係る雑所得の算出方法は、受給者の年齢が65歳以上か否かで異なります。

##### ●65歳未満(昭和16年1月2日以後生まれ)の方

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額
70万円まで	0円
70万円超 130万円未満	収入金額 - 70万円
130万円以上 410万円未満	収入金額×0.75 - 37.5万円
410万円以上 770万円未満	収入金額×0.85 - 78.5万円
770万円以上	収入金額×0.95 - 155.5万円

##### ●65歳以上(昭和16年1月1日以前生まれ)の方

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額
120万円まで	0円
120万円超 330万円未満	収入金額 - 120万円
330万円超 410万円未満	収入金額×0.75 - 37.5万円
410万円超 770万円未満	収入金額×0.85 - 78.5万円
770万円以上	収入金額×0.95 - 155.5万円

(注)平成17年分の所得税から65歳以上の方について次の改正がされました。

- ①公的年金等控除額の最低控除額が140万円から120万円となりました。
- ②公的年金等控除額の上乗せして適用される部分が廃止されました。
- ③老年者控除が廃止されました。

#### 《公的年金等以外の年金》

(収入金額)

公的年金等以外の年金収入金額  
+  
剰余金や割戻金

(必要経費)

公的年金等以外の年金の収入金額 ×  $\frac{\text{保険料又は掛金の総額}}{\text{年金の支払総額(見込み額)}}$

= 雑所得の金額

#### ◆源泉徴収と確定申告

一定の金額を超える公的年金等や生命保険契約等に基づく年金を受け取る時は、所得税が源泉徴収されていますので、確定申告で精算することになります。この場合、源泉徴収票(原本)を添付しなければなりません。

なお、年金に係る雑所得を申告する場合に、年金以外の所得(例えば、給与所得や不動産所得等)がある場合には、年金に係る雑所得と年金以外の所得と併せて確定申告する必要があります。

所得税の確定申告と住民税の申告を行う時期となりました。村では2月16日より3月15日まで、納税相談を行いますので忘れずに申告をしてください。期限間近になりますと大変混雑しますので申告は早めに済ませましょう。

#### 申告が必要な人

- イ 前年中(平成17年1月1日から12月31日)に事業所得、土地・建物を貸した不動産所得、土地・建物を売った譲渡所得などがあった人
- ロ ニヶ所以上から給与・年金を受けた人
- ハ 給与所得者で給与以外の所得がある人
- ニ 年金所得者の方は、全員申告してください
- ホ 内職、家事手伝、パートなどで所得税の源泉徴収を受けなかった人。または年末調整をしていない人
- ヘ 住宅借入金等特別控除、雑損・医療費・寄付金控除を受けようとする人

#### 申告しなくてもよい人

- イ 税務署へ平成17年分所得税の確定申告書を提出する人
- ロ 1ヶ所からの給与所得のみで、勤務先で年末調整を行った人

#### 申告に必要なもの

- イ 申告用紙(確定申告書の送付のあった人のみ)
- ロ 農業所得のお知らせ(送付のあった方のみ)
- ハ 平成17年分源泉徴収票(給与、年金等)
- ニ 印鑑
- ホ 建設国保保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、農業者年金保険料等の証明書、領収書、通帳等
- ヘ 生命保険料、損害保険料、小規模企業共済等の掛金支払証明書
- ト 医療費控除を受ける方は、領収書、おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書等
- チ 初めて住宅借入金等特別控除の適用を受ける方は、家屋登記簿謄本、請負契約書の写、住民票、借入金年末残高証明書
- リ 配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の源泉徴収票
- ヌ 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳等
- ル 還付先あるいは引落口座番号のわかる預金通帳

#### 給与所得者の還付申告

次に該当される方は、還付申告されると所得税が返ってきます。

- イ 給与所得者で、雑損控除・医療費控除・住宅借入金等特別控除を受ける人
- ロ 給与所得者で退職し、納め過ぎの所得税のある人
- ハ 予定納税者で確定申告の必要がなくなった人

#### 平成17年分申告からの主な改正点

##### ■65歳以上の方

▽公的年金等控除額の変更『140万円→120万円に』(65歳未満の方は変更ありません)

▽老年者控除の廃止

『控除額 所得税50万円 村県民税48万円』

##### ■全年齢対象

▽上記65歳以上の方の公的年金等控除額の変更により、税の申告上で扶養親族となる対象の収入金額が変わります。公的年金のみの方の場合、年間の収入金額が158万円を超える方は、他の親族の扶養となることができません。

▽国民年金の控除証明書を申告時に添付するよう変わりました。

#### その他

○青色申告者、山林所得、株式譲渡所得等があった方は税務署で確定申告してください。

#### 納税相談日程

月日	曜日	地区	会場
2月16日	木	全地区	役場2階委員会室
17日	金	氏乗	集落センター
20日	月	大和知	集出荷センター
21日	火	大島	公民館
22日	水	加々須	区民会館
23日	木	富田	第二公民館
24日	金	〃	〃
2月27日 ～ 3月15日 (土日を除く)	月 水	全地区	老人福祉センター 2階 第二第三会議室

※受付時間は午前9時から午後4時までです。

※2月17日から24日は出張納税相談のため、役場での相談が受けられない場合があります。

※国税電子申告・納税システム(e-Tax)による申告をご利用下さい。

e-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>)

# 喬木村国民健康保険からのお知らせ

以前、速報値でお知らせしましたが、平成16年度喬木村国民健康保険の医療費状況がまとまりましたので、お知らせします。

表1-1は、国民健康保険に加入している方の1人あたり医療費を、喬木村と近隣市町村、県平均についてあらわしています。

県平均は、349,598円で前年比102.2パーセント伸びました。

喬木村と近隣市町村の医療費は、県平均を下回りましたが、前年比では県平均を上回る場所がありました。

喬木村は、346,799円で前年比105.1パーセント伸びました。

順位は、長野県102市町村で医療費が高い方からの順位です。

喬木村は60位で、中間よりやや下でした。平成15年度は75位でしたので、順位は上がってしまいました。

表1-1. 1人あたり医療費(全体)

	金額(円)	順位	前年比(%)
飯田市	340,448	66	98.9
松川町	307,936	88	101.1
高森町	322,647	84	100.5
豊丘村	349,158	56	104.9
大鹿村	346,882	59	109.0
<b>喬木村</b>	<b>346,799</b>	<b>60</b>	<b>105.1</b>
県平均	349,598	-	102.2

表1-2. 1人あたり医療費(一般)

	金額(円)	順位	前年比(%)
飯田市	166,460	85	95.5
松川町	169,163	82	104.1
高森町	169,921	81	93.0
豊丘村	176,173	76	99.4
大鹿村	179,774	72	118.0
<b>喬木村</b>	<b>192,258</b>	<b>49</b>	<b>109.0</b>
県平均	186,099	-	102.6

表1-3は、退職国保に区分される方の1人あたり医療費をあらわしています。県平均は、330,741円で前年比102.6パーセント伸びました。喬木村と近隣市町村の医療費は県平均を下回りましたが、前年比は豊丘村と大鹿村で上回りました。

喬木村は、253,980円で前年比92.9パーセントに抑えられました。

順位をみますと、喬木村は102市町村中98位でした。平成15年度は94位で、低い順位を維持しています。しかし今年度は医療費総額で前年比142.5パーセント、1人あたり医療費で124.1パーセントと大幅に伸びており、医療費節減の対策が必要となっています。

表1-4. 1人あたり医療費(老人)

	金額(円)	順位	前年比(%)
飯田市	624,662	38	103.3
松川町	578,919	81	101.6
高森町	615,839	44	108.2
豊丘村	592,760	69	110.4
大鹿村	524,134	95	103.6
<b>喬木村</b>	<b>592,979</b>	<b>68</b>	<b>108.7</b>
県平均	639,512	-	104.1

以上、国民健康保険の医療費について説明しました。喬木村の場合は、全体で前年比105.1パーセントの伸びとなっています。しかし、国民健康保険税の税率算定に影響がある一般分と、老人保健拠出金の算定に影響がある老人分が増加しており、国民健康保険を運営していくには大変厳しい状況になっています。

一方、退職分は前年比92.9パーセントで、前年度を下回りましたが、今年度前半の6ヶ月で医療費総額が前年比142.5パーセントと大幅に伸びており、順位が上がると予想されます。

平成18年度からは、国保ヘルスアップ事業に取り組む予定です。これは生活習慣病の発症、重症化予防のための個別支援を目的とし、対象者をしばって実施します。今年度は、誰でも気軽に行えるウォーキングで健康づくりに取り組めるよう、ウォーキング教室を実施しています。どなたでも自由に参加できますので、大勢の方々のご参加をお待ちしています。

表1-2は、一般国保に区分される方の1人あたり医療費をあらわしています。県平均は、186,099円で前年比102.6パーセント伸びました。喬木村は192,258円で近隣市町村では唯一県平均を上回り、前年比は109.0パーセントでこちらも県平均を上回りました。

順位をみますと、喬木村は102市町村中49位で、中間よりやや上でした。平成15年度は75位でしたので、順位はかなり上がってしまいました。

国民健康保険税算定の基礎となるため、医療費節減に繋がる保健事業に取り組む必要があります。

表1-3. 1人あたり医療費(退職)

	金額(円)	順位	前年比(%)
飯田市	295,535	80	95.9
松川町	289,557	84	99.6
高森町	257,614	97	95.5
豊丘村	294,850	81	102.9
大鹿村	297,367	77	143.4
<b>喬木村</b>	<b>253,980</b>	<b>98</b>	<b>92.9</b>
県平均	330,741	-	102.6

表1-4は、国保に加入していて、老人保健の適用を受けている方の1人あたり医療費をあらわしています。県平均は639,512円で前年比104.1パーセント伸びました。喬木村と近隣市町村の医療費は県平均を下回りましたが、前年比は県平均を上回る場所がありました。

喬木村は、592,979円で前年比108.7パーセント伸びました。

順位をみますと、喬木村は102市町村中68位で、中間よりやや下でした。平成15年度は94位でしたので、順位はかなり上がってしまいました。老人保健制度の財源となる拠出金算定の基礎となるため、医療費節減の対策が必要となっています。

## 粗大ごみの有料化について

粗大ごみは家庭によって排出量に大きな違いがあることから、喬木村も近隣町村と歩調をとるなかで、平成18年3月から有料化を実施します。品目ごとの料金は下記のとおりです。

村民の皆さんのご理解ご協力をお願いします。

●日時 3月5日(日)の午前9時から12時までの3時間

大雨などの時は回収は中止となります(次回に出してください)

●会場 運動公園駐車場

●方法 処分したいものを会場に直接持ち込み、回収業者に料金を支払います

家庭ごみに限ります、事業系ごみや産業廃棄物は出せません

※ごみの不当投棄は法律で禁じられています。不法投棄をした者には最高で1千万円以下の罰金もしくは5年以下の懲役が課せられます。

## 粗大ごみ料金表

品名	単価	品名	単価	品名	単価
アイロン	500	ストーブ	1,000	ブランコ	2,000
折りたたみイス	500	スピーカー(1本)	1,000	風呂釜	1,500
応接セット(イス)シングル	2,000	扇風機	500	ベッド(シングル)木枠	2,000
応接セット(イス)セミダブル	4,000	掃除機	1,000	ベッド(シングル)マット	4,000
オートバイ(50cc)	1,500	タイヤ(単品)	500~	ベビーカー	2,000
オートバイ(50cc以上)	1,500~	タイヤ(ホイール付き)	1,000~	ポット・魔法瓶	500
ガスレンジ	1,300	タイヤホイール	300	ホットカーペット(1畳あたり)	1,000
乾燥機(衣類)	2,500	チャイルドシート	2,000	ホットプレート	500
乾燥機(食器)	1,300	机(スチール製)	2,000	マッサージ機	5,000
こたつ	1,000	鉄くず類(10kg)	500	マットレス(スプリング無し)	1,500
座椅子	1,500	電気毛布	1,500	マットレス(スプリング有り)	2,800
三輪車(幼児用)	500	電子レンジ	1,500	ミニコンボ	1,500
自転車(小)	500	電話機(FAX付き)	1,500	ミシン(卓上)	1,500
自転車(大)	1,000	トースター	500	毛布	500
じゅうたん(1畳あたり)	500	ドラム缶	1,000	餅つき機	2,500
収納ボックス(プラ)	500	農業用機械	1,000~	物干し竿	100
収納ボックス(鉄)	500	バッテリー	500~	湯沸器	1,500
照明器具	1,000~	ビデオデッキ	1,000	ラジカセ(小)	500
炊飯器	1,000	ファンヒーター	1,600	ラジカセ(大)	1,000
スキー板	1,000	布団	1,000	ワープロ	1,500

・上記以外の家庭用粗大ごみも収集しますが、受付の際に料金の確認をして出してください。また、料金は標準的な金額を示してあり、大きさなどにより料金が異なる場合もありますので、ご承知おきください。

## 廃プラスチック類の出し方について

喬木村から排出される廃プラスチック類の内容について、処理業者から出し方についてのお願いがありました。

●ホースやロープなどの長い物

1.1メートル以内に切り刻む

●金物(明らかに金属の付いているもの)

壊るなりして分別をし、金属は金物として出してください、どうしても分別できない物は、小さくても粗大ごみでお願いします。

上記について、再度確認いただきご協力をお願いします。

お問い合わせ先 住民課 環境係 ☎33-5126

## 平成18年度 長野県老人大学・シニアリーダー実践講座受講生募集

長野県長寿社会開発センターでは、平成18年度開講の長野県老人大学及びシニアリーダー実践講座の受講生を次のとおり募集します。

受講を希望される方は、役場住民課福祉係(電話33-5123)までお問い合わせ下さい。

### ●長野県老人大学学生募集

入学資格	概ね60歳以上で、学習意欲が旺盛であり積極的に社会参加を目指す方
募集定員	160人
会場	飯田合同庁舎(飯田市)
学習時間	年間15日(4時間/1日)の2年間
学習内容	高齢者の生きがいと健康づくり及び社会参加活動を行うための幅広い分野の学習
授業料等	年2,000円(教材費、その他経費別途)
募集期間	平成18年2月1日(水)～2月28日(火)
募集案内	喬木村役場住民課福祉係 窓口
入学決定	3月下旬に通知予定
問い合わせ先	喬木村役場住民課福祉係 担当：市瀬 電話33-5123

### ●長野県シニアリーダー実践講座受講生募集

入学資格	概ね50歳以上で社会活動をしている、または今後する意欲のある方
募集定員	30人
会場	飯田合同庁舎(飯田市)
学習時間	年間12日(4時間/1日)
学習内容	グループ活動のリーダーとして必要な知識や技術を身につけるための学習
授業料等	無料(教材費、実習経費は別途)
募集期間	平成18年2月1日(水)～2月28日(火)
募集案内	喬木村役場住民課福祉係 窓口
申し込み	下伊那地方事務所厚生課内へ持参、又は郵送(2月28日消印有効)
入学決定	3月下旬に通知予定
問い合わせ先	喬木村役場住民課福祉係 担当：市瀬 電話33-5123

## 大雪の冬 大島地区 ずく出せ除雪隊が威力発揮

進むコモンズ支援金事業

本年度から県単補助事業を総合する形で創設された「コモンズ支援金事業」ですが、村内でも順調に事業が進められ、成果が現れ始めています。

### ○大島除雪ボランティア事業

大島区では、高齢化が進む中、地域内道路を住民自らがボランティアグループを作り除雪活動を行うため、除雪機の導入を行いました。12月に導入された除雪機は、今冬の大雪で早速大活躍し、地元の皆さんから喜ばれています。



大島地区除雪ボランティア(ずく出せ除雪隊)活動状況

### ○瀬戸の滝整備事業

村歌にも歌われ、以前は村民の憩いの場所として知られた瀬戸の滝も、最近では通う人も少なく忘れられた存在でした。ここを何とか観光のスポットに再生させようと、村づくり塾や関係地区住民が共同の作業を展開し、景観の再生や遊歩道整備が進められています。春には、新たな観光名称として皆さんにお披露目できそうです。



瀬戸の滝での共同作業

## 第2回農業用廃プラスチックの集荷を行います

ハウス用ビニールやマルチ、肥料袋などの農業用廃プラスチックの処理については、産業廃棄物として適正に処理することになっており、野焼きは禁止されています。そこで、JA及び喬木村農業技術者連絡協議会では、今年度2回目の集荷を次のとおり行いますので、この機会に出荷してください。

近年、環境問題に対する意識が高まり、消費者からは農産物の生産環境が注目されています。今回は土曜日に実施し、今年度最後の集荷になります。ご理解ご協力をよろしくお願いします。

○集荷日時 2月18日(土)午前9時～午前11時

○集荷場所 JA喬木支所農産物集出荷場(2号センター)

\*1月30日(月)までに申込が必要になりますが、出荷品目及び方法、経費など詳細については、1月12日頃に農協より配布されましたチラシをご覧ください。

\*法律により廃プラスチックの運搬をする車には、「産業廃棄物収集運搬車」との表示及び書面の備え付けが義務づけられていますので、ご注意ください。

\*ご不明な点は農協生産課(電話33-1430)、役場農政係(電話33-5127)までお願いします。



## 養鶏農家の皆さん、愛玩鶏・鳥を飼育されている皆さんへ 入れないぞ！『鳥インフルエンザ』

今年6月に茨城県で発生した高病原性鳥インフルエンザは未だ終息しておらず、また、10月以降、東アジアや西ヨーロッパ地域での発生が確認されており、国内で発生するおそれが高まっています。

本病は一般に、感染した鳥類又は本病のウイルスに汚染された排泄物、粉塵、人、車両などから鶏等が感染し、死亡羽数の増加、産卵率の低下などがみられます。

ウイルスの侵入を防止するため、下図チェックポイントの徹底をお願いします。

### 防疫対策のチェックポイント



野鳥の侵入防止、給水源への接近防止

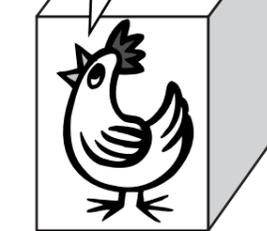
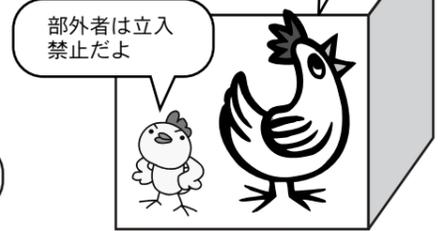


ネズミ、ハエなどの駆除

部外者は立入禁止だよ

異常を認めたら家畜保健衛生所へすぐ届けてね

屋外で放し飼いをしないように



【鳥インフルエンザを疑う状況】  
死亡羽数の増加、産卵率の低下、野鳥の大量死など

### 消毒の徹底



- 鶏舎出入り口に踏み込み消毒槽を設置
- 粉塵、飲用水、人、飼養器材、車両など感染原因となるものの消毒を徹底

鳥インフルエンザに関する  
通報・相談は  
飯田家畜保健衛生所まで

0265-23-1111 (県飯田合同庁舎代表電話)  
090-4158-5778 (携帯電話)